

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について (答申等抜粋)

1 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について(答申)(抜粋)

5. 環境基準等の設定

水生生物の保全の観点からの水質目標は、従来の人にとっての有害物質と同様に、環境管理施策やモニタリングの必要性に応じて、環境基準項目、要監視項目等の位置づけをすることが適当である。

(中略)

(4) 類型あてはめ

ア. 類型あてはめに当たっての考え方

水生生物の保全に係る環境基準が定められた場合、国又は都道府県により水域ごとに環境基準の類型指定が行われることになるが、その際の基本的な考え方を以下に示す。

あてはめが必要な水域

水域類型のあてはめは、水産を利水目的としている水域のみならず、水生生物の保全を図る必要がある水域のすべてにつき行うものである。その際、当該化学物質による水質汚濁が著しく進行しているか、又は進行するおそれがある水域を優先することが望ましい。

水生生物が全く生息しないことが確認される水域及び水生生物の生息に必要な流量、水深等が確保されない水域については、その要因を検討することが重要であり、一義的に水質環境基準の水域類型の指定を検討する必要

はない。なお、当該要因の解決等により、水生生物の生息が可能となった場合には、当然、類型あてはめを行うことが必要である。

重金属のように、人為的な原因だけでなく自然的原因により公共用水域等において検出される可能性がある物質であって、当該水域において明らかに自然的原因により基準値を超えて検出されると判断される場合には、あてはめに当たって十分考慮する必要がある。

あてはめを行う水域区分

効率的な監視・評価を行う観点から、従来の生活環境項目に係る水域区分を最大限活用することが望ましい。

いわゆる汽水域については、河川（淡水域）に区分されることになる。水生生物の生息という観点からは特異的環境とも考えられるが、他方、汽水域を定義する塩分濃度等が明確に規定されておらず、正確に汽水域を特定するのが困難であり、目標値を設定することができないことから、従来 of 取扱に従うものとする。

また、塩水湖を、淡水域とするか海水域とするかについては、当該水域における水生生物の生息状況からより適切な類型をあてはめるものとする。産卵場及び幼稚仔の生息の場について、その水域を厳密化するあまり、河川のごく一部を細切れに（パッチ状に）区分することは、実際の水環境管理に当たって混乱が生じる恐れがあることから、淀み等の部分のみにあてはめるのではなく、これらが連続するような場合には一括してあてはめることが望ましい。

達成期間

当該水域における水質の現状、人口・産業の動向、基準の達成の方途等を踏まえ、将来の水質の見通しを明らかにしつつ、環境基準の達成期間を設定する必要がある。ただし、環境基準を速やかに達成することが困難と考えられる水域については、当面、施策実施上の暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図るものとする。

イ．類型あてはめに当たって把握すべき情報

類型あてはめに当たっては、水生生物の生息状況を的確に把握する必要がある。このため、以下の事項について情報を把握することが必要となる。

(ア) 淡水域

(魚介類の生息状況)

- ・魚介類の採取及び目視等による調査結果
- ・既存調査結果（地方環境研究所等の研究機関が実施した調査結果等）
- ・地元漁業協同組合等に対する水産漁獲状況のヒアリング結果

(漁業権の設定状況等)

- ・漁獲対象の魚介類を規定している漁業権の設定状況
- ・水産資源保護法に基づき指定された保護水面等各種法令により水産動植物の保全の必要性が示されている水域の設定状況

(河床構造)

- ・河床が礫か、砂かといった情報や、河川改修の計画等

(水温)

- ・環境基準点等での水温に関する情報

(イ) 海域

- ・魚介類の生息状況等について情報を把握。
- ・あてはめ範囲は、従来の生活環境項目と同様、内湾及び沿岸の地先海域の範囲

(ウ) 産卵場及び幼稚仔の生息の場の設定

- ・産卵場及び幼稚仔の生育状況等について情報を把握。
- ・(淡水域の場合) 一般的に幼稚仔の生息場所とされる、淀み、後背水域、水際植生の草地等の状況についても参考情報として把握。

2 水生生物の保全に係る環境基準に関する施策の重要事項について

(中央環境審議会水環境部会水生生物保全小委員会報告)(抜粋)

3 類型あてはめの基本的考え方及び留意事項

環境基準の類型あてはめが必要な水域の基本的な考え方については、答申で既に示されたところである。すなわち、水産を利水目的としている水域のみに限定せず、水生生物の保全を図る必要がある水域のすべてについてあてはめを行うことが適当である。また、水生生物が全く生息していなかったり生息に必要な流量や水深等が確保されない水域ではその要因を検討するものとし、一義的にあてはめを検討する必要はないが、その要因の解決等により生息が可能となった場合にはあてはめを行うことが必要である。なお、こういった水域においては、水域の関係者により、実現可能性を踏まえつつ、流量や水深等の基礎的な生息環境の確保の努力が積極的になされるべきである。

具体的な類型あてはめに当たっては、答申を踏まえるとともに、特に、既存の生活環境項目との関係、自然的原因の取扱いについて留意すべきである。

(1) 既存の生活環境項目との関係について

類型あてはめを効果的・効率的に進める上で、既存の生活環境項目の類型あてはめの内容を最大限活用すべきである。

この場合、既存の生活環境項目で水産を利水目的としない類型があてはめられている水域については、溶存酸素濃度が常に低いレベルで推移するなど、水生生物の生息の確保が難しい水質汚濁の状況になっている場合も想定され、その意味では、あてはめの優先度は低くなるものと考えられる。ただし、水産を利水目的としない類型のあてはめは、水生生物の保全を図る必要がないことを意味するものではないことから、水生生物の生息状況、水質汚濁の状況、将来の利用目的等を踏まえた上で、水生生物の保全を図る必要がある水域であると判断される場合には、水域類型のあてはめを行

う必要がある。

(2) 自然的原因の取扱いについて

水質汚濁の原因に自然的原因（鉱床地帯における岩石等からの溶出、海水の混入等）が含まれる場合には、水域類型のあてはめに当たっては、これまでの環境基準の運用に準じ、個々の水域の事情を十分に考慮することが適当である。

具体的には、これまでの運用例を踏まえれば、自然的原因が環境基準超過の原因とされる場合には、超過する項目の環境基準としての適用を除外する方法、自然的原因に加え人為起源の発生源も原因として考えられる場合には、その程度に応じて環境基準達成の評価に当たって自然的原因が含まれていることを配慮する方法等により個々の水域毎の事情に応じて運用することが適当である。